

口蹄疫発生に伴う各種支援対策の実施に関する意見書（案）

平成 22 年 4 月に宮崎県で発生した口蹄疫は、その後も感染が拡大し続け、6 月 16 日現在で 290 戸、ワクチン接種分を含め 275,000 頭もの家畜が殺処分の対象となっており、いまだ終息の兆しが見えない状況である。

畜産農家においては、家畜市場開催のめどが立たず、家畜販売が困難を極め、経営の圧迫により被害が拡大しつつある。このことは、九州管内の畜産業はもちろんのこと、社会・経済活動に計り知れない打撃を与えるものである。

そのため、九州管内における畜産経営の危機的状況に対応した、各種支援対策を早急に実施することが求められる。

よって、国におかれては、下記の項目について、早急な取組を行うよう強く要望する。

記

- 1 . 口蹄疫の早急な感染経路の解明を行い、抜本的な防疫対策を講ずること。
- 2 . 九州管内の家畜市場価格については、全国平均より大きく下落することが予想される。ついては、九州管内の家畜市場に上場する生産者に対し、市場が再開された際の価格下落に対する補てん措置を講ずること。
- 3 . 肉用牛肥育経営安定特別事業について、搬出制限区域内の肥育牛生産者を対象に生産者拠出金が免除となっているが、搬出制限区域外の肥育牛生産者についても口蹄疫の影響は深刻であるため、九州管内の肥育牛生産者に対し同様の措置を講ずること。
- 4 . 市町村においては、口蹄疫の終息が全く予想できない状況であり、より一層の対策が求められることから、市町村が行う各種対策事業に係る経費について、国による十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 24 日

日 田 市 議 会